

令和7年5月27日

市政記者クラブ 様

中区区政部市民課
担当：鎌田（265-2230）

転出手続きに伴う事務処理誤りについて

このたび、中区区政部市民課において、下記のとおり転出手続きに伴う転出証明書の交付について、事務処理誤りがありましたので、ご報告いたします。

記

1 概要

- ・令和7年5月26日（月）、Aさん本人の転出届の申請があり、受付後、端末での転出処理を行う際、誤ってAさんと同住所、別世帯のBさんを転出対象者として選択して処理を行い、別の点検職員もこれに気付かず、誤った転出証明書をお渡ししました。
- ・その後、転出証明書が誤っているとしてAさんが再度来庁し、事務処理誤りが判明しました。

2 漏えいした個人情報

Bさんの住所、氏名、生年月日、本籍、住民票コード、個人番号

3 対応

- ・同日、Aさんに謝罪をし、誤った転出証明書を回収し、正しい転出証明書を作成してお渡ししました。
- ・同日、Bさんに経緯を説明して謝罪しました。

4 原因

転出処理時の確認及び点検、転出証明書交付時の確認がいずれも不十分でした。

5 再発防止策

- ・端末での転出処理及び点検時、転出対象者に誤りがないか確認を徹底します。
- ・転出証明書の交付の際には、内容に誤りがないか職員・相手方双方で確認するよう徹底します。
- ・個人情報の取り扱いに関する注意喚起を継続的に行い、再発防止に努めます。